

過去10年以内の免除・納付猶予期間の納付ができます

国|民|年|金 あれこれ

国民年金保険料は、「追納」することで、将来受け取る年金額をふやすことができます。 「追納」は、過去10年以内の免除・納付猶予期間にさかのぼり、古い国民年金保険料か ら順番に、または一括で納めることができます。



■保険料を追納するメリット

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)を増額することができます。

■追納の対象になる期間

申請により、国民年金保険料が免除(全額免除・一部免除・法定免除) または納付猶予(若年者納付猶予制度・学生納付特例制度)されている 期間

※一部免除(4分の1・半額・4分の3免除)期間は、納付をした期間 のみ対象。

注意

- 平成25年度以前の保険料には、当時の保険料に一定の加算額がつき
- 保険料は、最も古い分から納めていただきます。
- 既に老齢基礎年金を受け取っている人は対象外です。

後納制度で年金の受給資格を取得!

過去5年以内の納め忘れた国民年金 保険料は、平成30年9月までに限り納 めることができます。保険料を納めるこ とで、年金額の増額や年金の受給資格を 得られる可能性があります。

※本来、納付期限から2年を経過した 納付対象月の保険料は、時効消滅によ り、納めることができません。

詳しくは、富士年金事務所または国保 年金課(市役所3階)にお問い合わせく ださい。

追納・後納の 問い合わせ・申し込み 国保年金課 国民年金担当(市役所3階) ☎55-2755 251-2521

平成28年度 各地区・施設の敬老会のお知らせ 問い合わせ/福祉総務課 **☎**55-2757 **Ⅲ**52-2290

1. =	<u> </u>	ᆙᇛᄷᆒ				
ا ح		地区・施設 と こ ろ				
9月3日(土)	10:30	鑑石園 (かんせきえん)				
	14:00	富士まかど				
9月4日(日)を	中心に実施	広 見 広見荘ほか				
9月9日(金)	10:00	今 泉 東部市民プラザ				
9月10日(土)	10:00	富士駅南 公会堂などで町内ごと				
		吉 永 東部市民プラザ				
		するが荘				
		風の杜				
		岩本園				
	10:30	なかざと				
	11:00	コフレ・アントレード富士				
	13:30	かたくら明和園				
		天間荘				
	14:00	ヴィラージュ富士				
9月11日(日)	10:00	吉 永 北 吉永第二小学校体育館				
		丘 丘小学校体育館				
		田 子 浦 ふじさんめっせ				
		吉 原 ラ·ホール富士多目的ホール				
		神 戸 東部市民プラザ				
9月11日(日) ⁷ 各町内(区)	を中心に	富士見台 公会堂などで町内ごと				
各町内(区)	で実施	富 士 北 公会堂などで町内ごと				
9月11日(日)	10:00	富士楽寿園				
		慈恩 (じおん)				
		ウェルビーイング富士				
	10:30	すどの杜				
	11:00	あおば				

と き		地区・抗	色設	٤	こ	3	
9月15日(木)	10:30	松野の	里				
	11:00	ケアハウス 富士の里					
9月16日(金)	10:00	わだの里					
	11:00	シャローム富士川					
	13:00	月のあかり					
9月17日(土)	10:00	みぎわ園					
9月18日(日)	10:00	浮	島				
9月18日(日)を中心に 各町内(区)で実施		富 士 岩 松 天 富士駅 岩 岩	川 北 間 北1 松	公会堂などで町内ごと			
9月18日(日)	10:30	丘ホーム					
3710H(H)	13:30	サニーライフ富士					
9月19日(月)	10:00	鷹 須 大 富 士	岡津淵南田	公会堂な 東部市民 大淵第一 公会堂な 原田小学	プラ 小学 どで	ザほか 校体育館 町内ごと	
9月19日(月) ² 各町内(区)	伝 富士駅		公会堂な	どで	町内ごと		
9月19日(月)	12:00	オアシス富士					
	14:00	加島の郷					
9月24日(土)を	元吉	原	東部市民	-			
9月25日(日)	10:00	青 葉	台	青葉台川			
	10:30	松	野	富士川第三	甲字	校体育館	

- ●敬老会対象者 77歳以上の人(昭和15年4月1日以前に生まれた人)
- ●敬老祝金対象者 ※平成28年4月2日~平成29年4月1日に、各支給年齢の誕生日を迎える人が対象です。 支給対象年齢は、満年齢ではなく、学年齢です。

80歳/5.000円(昭和11年4月2日~昭和12年4月1日生まれ) 85歳/5,000円(昭和6年4月2日~昭和7年4月1日生まれ) 90歳/ 1万円(大正15年4月2日~昭和2年4月1日生まれ)

95歳/1万円(大正10年4月2日~大正11年4月1日生まれ) 105歳/1万円(明治44年4月2日~明治45年4月1日生まれ)